

介護・障害福祉サービス事業者等への火災予防資料の提供について

1 はじめに

平成25年長崎市グループホームベルハウス東山手等、本県においても福祉施設における火災によって多くの死者が発生しています。これらの火災は発見・通報の遅れ、初期消火や避難誘導の対応が十分でなかった等、従業員に対する教育が不十分であったことや、施設の不備により被害が拡大したものと考えられています。

2 火災を予防するために

- (1) 喫煙場所を指定するなど、建物内の火気取扱い場所を明確にして点検を行う。
- (2) 厨房周りの清掃を行い、火気使用時はその場を離れない。
- (3) 電気器具や周辺を定期的にチェックし、たこ足配線をしない。

3 火災への備え

- (1) 消防用設備（消火器、自動火災報知設備、火災通報装置など）の使用方法、設置場所を確認するとともに維持管理を行う。
- (2) 避難経路上や防火戸付近に障害物となる物品が置かれていないかチェックする。
- (3) 通報、消火、避難など一連の流れを訓練する。

(研修動画)



4 火災時の対応

- (1) 発見した際は周囲に大きな声で火事を知らせる。
- (2) 消火器をもって火元に向かい、天井に炎が達していなければ初期消火を実施する。
- (3) 火元の部屋のドアを閉め、火元から遠い避難口へ避難誘導をする。
- (4) 早期に119番通報をする。

5 研修会や研修教材の案内

消防局では年2回グループホーム施設等を対象とした研修会(11月頃火災時における対応、3月頃火災の予防)を開催しています。秋以降の案内を予定していますので、ぜひご参加ください。また、「佐世保市消防局YouTubeチャンネル」において、消防用設備の取扱いや119通報要領などの動画を掲載しています。研修等においてご活用ください。

・消防局YouTubeチャンネル



担当 佐世保市消防局

予防課広報係 熊川

電話 0956-23-2539

F A X 0956-23-2443

佐世保市消防局ホームページ

